

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年9月2日(2005.9.2)

【公開番号】特開2003-253071(P2003-253071A)

【公開日】平成15年9月10日(2003.9.10)

【出願番号】特願2002-58599(P2002-58599)

【国際特許分類第7版】

C 0 8 L 27/06

C 0 8 F 279/02

//(C 0 8 L 27/06

C 0 8 L 51:04 )

【F I】

C 0 8 L 27/06

C 0 8 F 279/02

C 0 8 L 27/06

C 0 8 L 51:04

【手続補正書】

【提出日】平成17年3月4日(2005.3.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

塩化ビニル系樹脂(A)70~99質量%と、

重量平均粒子径が100~300nmであり、重量平均粒子径(dw)と数平均粒子径(dn)との比dw/dnが2以下であるブタジエン系ゴム重合体を含有するラテックスの存在下に、1種以上のビニル系単量体をグラフト重合して得られるグラフト共重合体(B)1~30質量%とを含有する塩化ビニル系樹脂組成物であって、

ブタジエン系ゴム重合体を含有するラテックスは、ブタジエン系ゴム重合体を得る為の重合に用いる単量体の全量を100質量部とした場合、1,3-ブタジエン65質量部以上、架橋性単量体0.1~10質量部、その残余は1,3-ブタジエンと共重合しうる一種以上のビニル系単量体を用いて乳化重合して得たものであり、

グラフト重合に用いる単量体の全量を100質量部とした場合、該グラフト重合は、メタクリル酸アルキルエステル単独またはメタクリル酸アルキルエステルおよびこれと共重合可能な他の1種以上のビニル系単量体からなる単量体混合物15~50質量部を用いた1段目のグラフト重合と、芳香族ビニル単独または芳香族ビニルおよびこれと共重合可能な他の1種以上のビニル系単量体からなる単量体混合物40~60質量部を用いた2段目のグラフト重合と、メタクリル酸アルキルエステル単独またはメタクリル酸アルキルエステルおよびこれと共重合可能な他の1種以上のビニル系単量体からなる単量体混合物5~45質量部を用いた3段目のグラフト重合により行ない、

グラフト重合に用いる単量体の全量とブタジエン系ゴム重合体の量の合計を100質量部とした場合、グラフト重合に用いる単量体の全量は15~40質量部、ブタジエン系ゴム重合体の量は60~85質量部である塩化ビニル系樹脂組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

## 【補正方法】変更

## 【補正の内容】

【0009】

## 【課題を解決するための手段】

本発明は、塩化ビニル系樹脂(A)70~99質量%と、重量平均粒子径が100~300nmであり、重量平均粒子径(dw)と数平均粒子径(dn)との比 $dw/dn$ が2以下であるブタジエン系ゴム重合体を含有するラテックスの存在下に、1種以上のビニル系単量体をグラフト重合して得られるグラフト共重合体(B)1~30質量%とを含有する塩化ビニル系樹脂組成物であって、

ブタジエン系ゴム重合体を含有するラテックスは、ブタジエン系ゴム重合体を得る為の重合に用いる単量体の全量を100質量部とした場合、1,3-ブタジエン65質量部以上、架橋性単量体0.1~10質量部、その残余は1,3-ブタジエンと共重合しうる一種以上のビニル系単量体を用いて乳化重合して得たものであり、

グラフト重合に用いる単量体の全量を100質量部とした場合、該グラフト重合は、メタクリル酸アルキルエステル単独またはメタクリル酸アルキルエステルおよびこれと共重合可能な他の1種以上のビニル系単量体からなる単量体混合物15~50質量部を用いた1段目のグラフト重合と、芳香族ビニル単独または芳香族ビニルおよびこれと共重合可能な他の1種以上のビニル系単量体からなる単量体混合物40~60質量部を用いた2段目のグラフト重合と、メタクリル酸アルキルエステル単独またはメタクリル酸アルキルエステルおよびこれと共重合可能な他の1種以上のビニル系単量体からなる単量体混合物5~45質量部を用いた3段目のグラフト重合により行ない、

グラフト重合に用いる単量体の全量とブタジエン系ゴム重合体の量の合計を100質量部とした場合、グラフト重合に用いる単量体の全量は15~40質量部、ブタジエン系ゴム重合体の量は60~85質量部である塩化ビニル系樹脂組成物である。